平成２７年（フ）第１９４号
群馬県安中市高別当736番地２、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市箕郷町矢原155番地６
破産者　戸塚千津子
１　決定年月日　平成28年７月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７５２号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　２棟801
破産者　三喜畑秀樹
１　決定年月日　平成28年７月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２０号
大分市長浜町１丁目５番５号（ＡＴ．ヤマサキ301）
破産者　勝間田あや
１　決定年月日　平成28年７月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目５番10号（Ｌフラットマンション202号）
破産者　井上美奈子
１　決定年月日　平成28年７月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道中川郡豊頃町茂岩末広町144番地　21号
破産者　山本　善信
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
山形県南陽市宮内2768番地　南荘　１号室、前住所山形県米沢市笹野町2352番地の37
破産者　山口　　拓
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２３０１号
神奈川県横須賀市馬堀町４丁目７番11号、開始決定時の住所横浜市中区本牧町１丁目58番地４
破産者　吉田　　茂
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４２号
横浜市青葉区藤が丘１丁目16番地29　クリエール藤が丘512号
破産者　中村　　俊
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６３号
横浜市神奈川区三枚町267番地　田畑ビル301号
破産者　遠藤　誠一
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５０号
石川県白山市相木町861番地
破産者　今井　俊幸
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９号
石川県河北郡津幡町字横浜は58番地１　シャンスⅠ103号、従前の住所石川県河北郡津幡町字中橋イ12番地８
破産者　越中　美光
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
鳥取県米子市彦名町1101番地（102号）、前住所鳥取県米子市彦名町2419番地３
破産者　笹本　幸二
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２０４号
愛媛県松山市八反地甲1644番地２、開始決定時の住所愛媛県松山市八反地甲168番地
破産者　森田　　靖
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９５号
愛媛県松山市南斎院町947番地１　ぴゅあメイツ斎院207号、開始決定時の住所愛媛県松山市余戸南３丁目４番４号
破産者　松本　信司
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０６号
愛媛県松山市南斎院町947番地１　ぴゅあメイツ斎院207号、開始決定時の住所愛媛県松山市余戸南３丁目４番４号
破産者　松本　達子
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市高麗町15番１号
破産者　野口　圭介
１　決定年月日　平成28年７月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係